

NPO 法人の設立手続き（概要）

NPO 法人を設立する時の手順は下記のようになります。

- (1) 申請書類の作成
 - 1, 設立認証申請書
 - 2, 定款（例が載っています。）
 - 3, 役員名簿
 - 4, 各役員の就任承諾及び誓約書の写し
 - 5, 役員の住所を証する書類（住民書等）
 - 6, 社員10人以上の人の名簿
 - 7, 確認書
 - 8, 設立趣意書
 - 9, 設立総会等の議事録
 - 10, 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画
 - 11, 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支計画
- (2) 受理・公告・縦覧
- (3) 認証・不認証の決定
- (4) 設立登記（地方法務局へ）

これを図示しますと下記（図1）のようになります。

また、福島県のNPO・ボランティアのHPよりも見れます。

そのアドレスは <http://www.pref.fukushima.jp/npo/index.htm> となっています。

このページから各関係書類を得ることが出来ます。

もう少し、具体的（言葉で）に順序立てて説明をしますと

①まず、どんなことを行うかを、又は目的にするかを設立者で相談をします。
それがNPO法（特定非営利活動法）の17活動分野（*下記参照）に入っていることが必要です。

②次に、NPOの趣旨に賛同する人を10人以上集めます。
賛同する関係者（社員と称しています。）が集まって、設立総会を開きます。
その中で、設立趣意書、役員を4名以上（理事、監事）を選び、定款とかを決めてゆきます。

これで持って、提出する書類が作ることが出来るようになります。

③ (1) の 11 点の書類が出来ましたら、県庁の県民文化グループに提出します。

④それから約 3 ヶ月半くらいで認証が決定されて、認証通知が来ます。

⑤その通知を持って福島地方法務局・又は支局、出張所へ行って登記の手続きをします。登記には費用は掛かりません。

(NPO 法人の代表印を作る必要があります。)

実際の福島県庁の受付、相談窓口は「生活環境部文化領域県民文化グループ」となりますがその他に県内の各地区に相談に乗ってくれる「市民活動支援センター」や「中間支援 NPO 法人」がありますので、そちらでご相談をしてみてください。

(*) NPO 法の活動 17 分野は下記の通りです。

- (1) 保健・医療・又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(図1)

